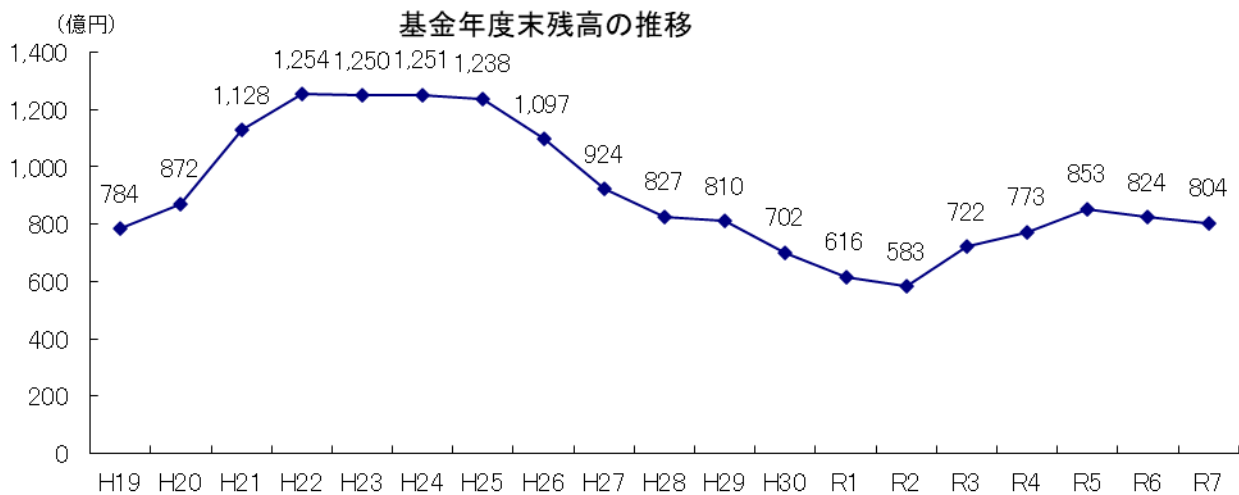


6 基金について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことです。鳥取県では、令和8年3月末現在、41の基金を設けており、それぞれの目的に応じて大別すると次の3つに分類することができます。また、その残高の推移は、以下のグラフのとおりです。

1. 年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資するために設置されるもの。(財政調整基金)
2. 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの。(県立公共施設等建設基金、長寿社会対策推進基金等37基金)
3. 特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの。(土地開発基金、市町村資金貸付基金、美術品取得基金)



各基金の運用状況 (令和8年3月31日時点)

(単位：百万円)

名 称	設 置 目 的	令和7年度 (下半期末) 残 高		運用利率
			うち預金以外	
財 政 調 整 基 金	年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。	4,027	0	0.880%～ 0.205%
県立公共施設等 建 設 基 金	社会福祉施設、社会教育施設、学校、病院、試験研究施設、庁舎その他これらに類する施設で県が設置するものの建設費に充てること。	7,116	0	0.850%～ 0.660%
職員退職手当基金	職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てること。	2,300	0	0.812%
減 債 基 金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	15,721	債券 7,500	2.957%～ 0.400%

智頭鉄道運営 助成基金	智頭鉄道(兵庫県赤穂郡上郡町から同県佐用郡佐用町を経て鳥取県八頭郡智頭町に至る鉄道をいう。)により鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第1種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。	838		0	1.000%~ 0.610%
大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。	3,630		0	1.313%~ 0.640%
地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	159		0	0.812%
長寿社会対策 推進基金	豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。	2,500		0	1.100%~ 0.485%
中山間ふるさと 農山村活性化基金	山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。	1,074	債券	300	1.251%~ 0.450%
森林整備担い手 育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等並びに間伐等の森林整備を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	0		0	—
環境学術等 研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。	1,450		0	0.812%
森林整備地域活動 支援基金	森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。	51		0	0.812%
産業廃棄物 適正処理基金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。	17		0	0.812%~ 0.750%
森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。	132		0	0.750%~ 0.690%
こども未来基金	未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	105		0	0.755%~ 0.210%
安心こども基金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うこと。	146		0	1.000%~ 0.690%
消費者行政 活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	0		0	—

緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	0	0	—
海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	0	0	—
農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	246	0	1.000%～ 0.610%
地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	4,889	0	0.812%～ 0.690%
和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。	737	0	0.812%～ 0.210%
未来人材育成基金	県内外の産業界の協力を得て、奨学金の返還支援事業を行うことにより、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。	967	0	0.780%
原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。	18	0	0.465%
鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。	73	0	0.812%
被災者住宅再建等支援基金	鳥取県被災者住宅再建等支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)第3条第1項に規定する被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に要する経費に充てること。	2,159	債券 844	0.812%～ 0.100%
森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備への支援並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てること。	326	0	1.000%～ 0.485%
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	4,253	0	0.801%～ 0.702%
臨時財政対策債償還基金	地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の2第1項に規定する地方債(以下「臨時財政対策債」という。)の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	6,138	債券 3,500	1.926%～ 0.450%
豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。	182	0	0.750%～ 0.690%
産業未来共創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策に要する費用に充てること。	9,232	0	1.000%～ 0.812%

義務教育諸学校教育情報化推進基金	県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における通信端末機器の整備その他の教育の情報化の推進を図るための施策に要する費用に充てること。	1,067	0	0.812%
物価高騰・米国関税措置対応企業支援基金	物価高騰及び米国の関税措置の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	0	0	—
県立高等学校教育改革促進基金	産業イノベーション人材の育成に資する事業その他の高等学校教育の改革を先導する拠点となる県立高等学校の創出のための施策に要する費用に充てること。	0	0	—
土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	100	0	1.000%～ 0.485%
市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方財政法第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費	6,595	貸付金 142	1.000%～ 0.610%
美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	500	動産 458	0.755%～ 0.455%
介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	647	0	1.000%～ 0.610%
後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。	420	0	1.000%～ 0.610%
国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図ること。	2,307	0	1.000%～ 0.610%
災害救助基金	災害救助に要する費用に充てるためのもの。 (災害救助法に基づき設置)	288	動産 3	1.000%～ 0.610%
計		80,411	債券 12,144 貸付金 142 動産 461	

(注1) 債券は額面金額を記載している。

(注2) 表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。